

訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月1日から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ			(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163		
A2	C211	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C220	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割				-1	1日につき
A2	C212	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ			(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割			-1	1日につき	
A2	C214	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割			-1	1日につき	
A2	C216	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅳ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅴ		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	C218	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅵ			(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	C219	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者数20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等 ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算		

訪問型サービス(共生型訪問型)サービスコード表(令和6年4月1日から)

①指定居宅介護事業所で介護福祉士等※により行われる場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A2 1121	訪問型サービスⅠ(共生型)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2 2121	訪問型サービスⅠ日割(共生型)			39	1日につき	
A2 1221	訪問型サービスⅡ(共生型)		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2 2221	訪問型サービスⅡ日割(共生型)			77	1日につき	
A2 1331	訪問型サービスⅢ(共生型)		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2 2331	訪問型サービスⅢ日割(共生型)			123	1日につき	
A2 2421	訪問型サービスⅣ(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287	1回につき
A2 2521	訪問型サービスⅤ(共生型)		(2)生活援助が中心である場合		179	
A2 2631	訪問型サービスⅥ(共生型)		(二)所要時間45分以上の場合		220	
A2 1421	訪問型短時間サービス(共生型)		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163	
A2 C221	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2 C230	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割				-1	1日につき
A2 C222	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ			(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2 C223	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割			-1	1日につき	
A2 C224	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2 C225	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割			-1	1日につき	
A2 C226	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅳ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		-3	1回につき
A2 C227	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅴ		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2 C228	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅵ			(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2 C229	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2 4011	訪問型サービス初回加算(共生型)	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2 4013	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(共生型)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2 4012	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(共生型)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2 6112	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき

※介護福祉士等とは、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む)

訪問型サービス(共生型訪問型)サービスコード表(令和6年4月1日から)

②指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等※により行われる場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1131	訪問型サービスⅠ(共生型)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	823	1月につき		
A2	2131	訪問型サービスⅠ日割(共生型)			27	1日につき		
A2	1231	訪問型サービスⅡ(共生型)		(2)1週に2回程度の場合		1,644	1月につき	
A2	2231	訪問型サービスⅡ日割(共生型)				54	1日につき	
A2	1341	訪問型サービスⅢ(共生型)		(3)1週に2回を超える程度の場合		2,609	1月につき	
A2	2341	訪問型サービスⅢ日割(共生型)				86	1日につき	
A2	2431	訪問型サービスⅣ(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	201	1回につき		
A2	2531	訪問型サービスⅤ(共生型)		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	125		
A2	2641	訪問型サービスⅥ(共生型)			(二)所要時間45分以上の場合	154		
A2	1431	訪問型短時間サービス(共生型)		(3)短時間の身体介護が中心である場合		114		
A2	C231	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ		高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C240	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割					-1	1日につき
A2	C232	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ	(2)1週に2回程度の場合			-23	1月につき	
A2	C233	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割			-1	1日につき		
A2	C234	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ	(3)1週に2回を超える程度の場合			-37	1月につき	
A2	C235	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割				-1	1日につき	
A2	C236	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅳ	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2	C237	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅴ			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	C238	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅵ				(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	C239	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2	4021	訪問型サービス初回加算(共生型)	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4023	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(共生型)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4022	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(共生型)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6122	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき	

※障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等とは、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者(改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する3級課程修了者を含む。))を含む。)、実務経験を有する者(平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認められる旨の証明書の交付を受けたものをいう。))及び修正前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「旧外出介護研修修了者」という。))を含む。をいう。

旧外出介護研修修了者が行う訪問介護については、通院・外出介助に限る。

訪問型サービス(共生型訪問型)サービスコード表(令和6年4月1日から)

③指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者養成研修修了者※により行われる場合及び指定重度訪問介護事業所が行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1141	訪問型サービスⅠ(共生型)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,094	1月につき	
A2	2141	訪問型サービスⅠ日割(共生型)			36	1日につき	
A2	1241	訪問型サービスⅡ(共生型)		(2)1週に2回程度の場合	2,185	1月につき	
A2	2241	訪問型サービスⅡ日割(共生型)			72	1日につき	
A2	1351	訪問型サービスⅢ(共生型)		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,466	1月につき	
A2	2351	訪問型サービスⅢ日割(共生型)			114	1日につき	
A2	2441	訪問型サービスⅣ(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	267	1回につき	
A2	2541	訪問型サービスⅤ(共生型)		(2)生活援助が中心である場合	166		
A2	2651	訪問型サービスⅥ(共生型)		(二)所要時間45分以上の場合	205		
A2	1441	訪問型短時間サービス(共生型)		(3)短時間の身体介護が中心である場合	152		
A2	C241	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-12
A2	C250	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割			-1	1日につき	
A2	C242	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき	
A2	C243	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割			-1	1日につき	
A2	C244	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	C245	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割			-1	1日につき	
A2	C246	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅳ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2	C247	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅴ		(2)生活援助が中心である場合	-2		
A2	C248	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅵ		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2		
A2	C249	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(二)所要時間45分以上の場合	-2		
A2	4031	訪問型サービス初回加算(共生型)	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4032	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(共生型)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4032	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(共生型)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6132	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき

※重度訪問介護従事者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者も含む。)が行う訪問介護については、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限る。

訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限用)(令和6年4月1日から)

茨城県介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位				
A3 1001	訪問型サービスⅠ(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の 場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	1,176	1月につき			
A3 1003	訪問型サービスⅠ・同一建物減算(制限)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	1,058	1日につき			
A3 1005	訪問型サービスⅠ日割(制限)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	39	1日につき			
A3 1007	訪問型サービスⅠ日割・同一建物減算(制限)		(2)週に2回程度の 場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	35	1日につき			
A3 1101	訪問型サービスⅡ(制限)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	2,349	1月につき			
A3 1103	訪問型サービスⅡ・同一建物減算(制限)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	2,114	1日につき			
A3 1105	訪問型サービスⅡ日割(制限)		(3)週に2回を超える 程度の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	77	1日につき			
A3 1107	訪問型サービスⅡ日割・同一建物減算(制限)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	69	1日につき			
A3 1201	訪問型サービスⅢ(制限)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	3,727	1月につき			
A3 1203	訪問型サービスⅢ・同一建物減算(制限)		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	3,354	1日につき			
A3 1205	訪問型サービスⅢ日割(制限)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	123	1日につき			
A3 1207	訪問型サービスⅢ日割・同一建物減算(制限)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	111	1日につき			
A3 1251	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の 場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	-12	1月につき			
A3 1252	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割(制限)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	-1	1日につき			
A3 1253	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	-23	1月につき			
A3 1254	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割(制限)		(2)週に2回程度の 場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	-1	1日につき			
A3 1255	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	-37	1月につき			
A3 1256	訪問型サービス独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割(制限)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	-1	1日につき			
A3 1301	訪問型サービス特別地域加算Ⅰ(制限)		特別地域加算	週1回程度	所定単位数(1,176単位)の 15%加算	70%	176	1月につき		
A3 1302	訪問型サービス特別地域加算Ⅰ日割1(制限)				所定単位数(39単位)の 15%加算	70%	6	1日につき		
A3 1303	訪問型サービス特別地域加算Ⅱ(制限)				所定単位数(2,349単位)の 15%加算	70%	352	1月につき		
A3 1304	訪問型サービス特別地域加算Ⅱ日割2(制限)			週2回程度	所定単位数(77単位)の 15%加算	70%	12	1日につき		
A3 1305	訪問型サービス特別地域加算Ⅲ(制限)				所定単位数(3,727単位)の 15%加算	70%	559	1月につき		
A3 1306	訪問型サービス特別地域加算Ⅲ日割3(制限)				所定単位数(123単位)の 15%加算	70%	559	1日につき		
A3 1313	訪問型サービス特別地域加算Ⅰ・同一(制限)	週2回を超える程度		週1回程度 (同一建物)	所定単位数(1,058単位)の 15%加算	70%	159	1月につき		
A3 1314	訪問型サービス特別地域加算Ⅰ日割1・同一(制限)				所定単位数(35単位)の 15%加算	70%	5	1日につき		
A3 1315	訪問型サービス特別地域加算Ⅱ・同一(制限)				所定単位数(2,114単位)の 15%加算	70%	317	1月につき		
A3 1316	訪問型サービス特別地域加算Ⅱ日割2・同一(制限)			週2回程度 (同一建物)	所定単位数(69単位)の 15%加算	70%	10	1日につき		
A3 1317	訪問型サービス特別地域加算Ⅲ・同一(制限)				所定単位数(3,354単位)の 15%加算	70%	503	1月につき		
A3 1318	訪問型サービス特別地域加算Ⅲ日割3・同一(制限)				所定単位数(111単位)の 15%加算	70%	17	1日につき		
A3 1401	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅰ(制限)		中山間地域等における小規模事業所加算	週1回程度	所定単位数(1,176単位)の 10%加算	70%	118	1月につき		
A3 1402	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅰ日割1(制限)				所定単位数(39単位)の 10%加算	70%	4	1日につき		
A3 1403	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅱ(制限)				所定単位数(2,342単位)の 10%加算	70%	234	1月につき		
A3 1404	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅱ日割2(制限)			週2回程度	所定単位数(77単位)の 10%加算	70%	8	1日につき		
A3 1405	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅲ(制限)				所定単位数(3,727単位)の 10%加算	70%	373	1月につき		
A3 1406	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅲ日割3(制限)				所定単位数(123単位)の 10%加算	70%	12	1日につき		
A3 1413	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅰ・同一(制限)	週2回を超える程度		週1回程度 (同一建物)	所定単位数(1,058単位)の 10%加算	70%	106	1月につき		
A3 1414	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅰ日割1・同一(制限)				所定単位数(35単位)の 10%加算	70%	4	1日につき		
A3 1415	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅱ・同一(制限)				所定単位数(2,114単位)の 10%加算	70%	211	1月につき		
A3 1416	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅱ日割2・同一(制限)			週2回程度 (同一建物)	所定単位数(69単位)の 10%加算	70%	7	1日につき		
A3 1417	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅲ・同一(制限)				所定単位数(3,354単位)の 10%加算	70%	335	1月につき		
A3 1418	訪問型サービス小規模事業所加算Ⅲ日割3・同一(制限)				所定単位数(111単位)の 10%加算	70%	11	1日につき		
A3 1501	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅰ(制限)		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	週1回程度	所定単位数(1,176単位)の 5%加算	70%	59	1月につき		
A3 1502	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅰ日割1(制限)				所定単位数(39単位)の 5%加算	70%	2	1日につき		
A3 1503	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅱ(制限)				所定単位数(2,349単位)の 5%加算	70%	117	1月につき		
A3 1504	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅱ日割2(制限)			週2回程度	所定単位数(77単位)の 5%加算	70%	4	1日につき		
A3 1505	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅲ(制限)				所定単位数(3,727単位)の 5%加算	70%	186	1月につき		
A3 1506	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅲ日割3(制限)				所定単位数(123単位)の 5%加算	70%	6	1日につき		
A3 1513	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅰ・同一(制限)	週2回を超える程度		週1回程度 (同一建物)	所定単位数(1,058単位)の 5%加算	70%	53	1月につき		
A3 1514	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅰ日割1・同一(制限)				所定単位数(35単位)の 5%加算	70%	2	1日につき		
A3 1515	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅱ・同一(制限)				所定単位数(2,114単位)の 5%加算	70%	106	1月につき		
A3 1516	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅱ日割2・同一(制限)			週2回程度 (同一建物)	所定単位数(69単位)の 5%加算	70%	3	1日につき		
A3 1517	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅲ・同一(制限)				所定単位数(3,354単位)の 5%加算	70%	168	1月につき		
A3 1518	訪問型サービス中山間地域等提供加算Ⅲ日割3・同一(制限)				所定単位数(111単位)の 5%加算	70%	6	1日につき		
A3 1601	訪問型サービス初回加算(制限)		口 初回加算		200単位数加算	70%	200	1月につき		
A3 1702	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限)		ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位数加算	70%	100			
A3 1701	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限)				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位数加算	70%	200		
A3 1849	訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅠ(制限)			ニ 介護職員処遇改善加算	週1回程度	所定単位数(1,176単位)の137/1000 加算	70%	161		
A3 1801	訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅡ(制限)					所定単位数(1,176単位)の100/1000 加算	70%	118		
A3 1802	訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅢ(制限)					所定単位数(1,176単位)の55/1000 加算	70%	65		
A3 1850	訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅠ(制限)	週2回程度			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(2,349単位)の137/1000 加算	70%	322		
A3 1805	訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅡ(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(2,349単位)の100/1000 加算	70%	235		
A3 1806	訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅢ(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(2,349単位)の55/1000 加算	70%	129		
A3 1851	訪問型サービス処遇改善加算ⅢⅠ(制限)	週2回を超える程度			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(3,727単位)の137/1000 加算	70%	511		
A3 1809	訪問型サービス処遇改善加算ⅢⅡ(制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(3,727単位)の100/1000 加算	70%	373	
A3 1810	訪問型サービス処遇改善加算ⅢⅢ(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(3,727単位)の55/1000 加算	70%	205	
A3 1855	訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅠ・同一(制限)	週1回程度 (同一建物)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(1,058単位)の137/1000 加算	70%	145		
A3 1825	訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅡ・同一(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数(1,058単位)の100/1000 加算	70%	106		
A3 1826	訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅢ・同一(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数(1,058単位)の55/1000 加算	70%	58		
A3 1856	訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅠ・同一(制限)		週2回程度 (同一建物)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(2,114単位)の137/1000 加算	70%	290			
A3 1829	訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅡ・同一(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(2,114単位)の100/1000 加算	70%	211		
A3 1830	訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅢ・同一(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(2,114単位)の55/1000 加算	70%	116		
A3 1857	訪問型サービス処遇改善加算ⅢⅠ・同一(制限)		週2回を超える程度 (同一建物)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(3,354単位)の137/1000 加算	70%	460			
A3 1833	訪問型サービス処遇改善加算ⅢⅡ・同一(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(3,354単位)の100/1000 加算	70%	335		
A3 1834	訪問型サービス処遇改善加算ⅢⅢ・同一(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(3,354単位)の55/1000 加算	70%	184		
A3 1901	訪問型サービス特定処遇改善ⅠⅠ(制限)		ホ 介護職員等特定処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(1,176単位)の63/1000 加算	70%	74		
A3 1902	訪問型サービス特定処遇改善ⅠⅡ(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(1,176単位)の42/1000 加算	70%	49		
A3 1903	訪問型サービス特定処遇改善ⅠⅢ(制限)				(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(2,349単位)の63/1000 加算	70%	148		
A3 1904	訪問型サービス特定処遇改善ⅡⅠ(制限)	週2回程度		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(2,349単位)の42/1000 加算	70%	99			
A3 1905	訪問型サービス特定処遇改善ⅡⅡ(制限)				(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(3,727単位)の63/1000 加算	70%	235		
A3 1906	訪問型サービス特定処遇改善ⅡⅢ(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(3,727単位)の42/1000 加算	70%	157		
A3 1907	訪問型サービス特定処遇改善ⅢⅠ・同一(制限)	週1回程度 (同一建物)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(1,058単位)の63/1000 加算	70%	67			
A3 1908	訪問型サービス特定処遇改善ⅢⅡ・同一(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(1,058単位)の42/1000 加算	70%	44		

**訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限用)(令和6年4月1日から)**

A3	1909	訪問型サービス特定処遇改善Ⅰ2・同一(制限)	週2回程度 (同一建物)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(2,114単位)の63/1000	加算	70%	133	
A3	1910	訪問型サービス特定処遇改善Ⅱ2・同一(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(2,114単位)の42/1000	加算	70%	89	
A3	1911	訪問型サービス特定処遇改善Ⅰ3・同一(制限)		週2回を超える程 度 (同一建物)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(3,354単位)の63/1000	加算	70%	211
A3	1912	訪問型サービス特定処遇改善Ⅱ3・同一(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(3,354単位)の42/1000	加算	70%	141
A3	1981	訪問型独自サービス ベースアップ等支援加算	へ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000	加算	70%		

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、A1A2と異なり、それぞれの条件で合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

通所型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月1日から)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	1111 通所型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798 1月につき	
A6	1112 通所型独自サービス1日割			59単位	59 1日につき	
A6	1121 通所型独自サービス2	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621 1月につき	
A6	1122 通所型独自サービス2日割			119単位	119 1日につき	
A6	1113 通所型独自サービス1回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	436単位	436 1回につき	
A6	1123 通所型独自サービス2回数			447単位	447 1回につき	
A6	C211 通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18 1月につき	
A6	C212 通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算1日割			1単位減算	-1 1日につき	
A6	C213 通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき	
A6	C214 通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2日割			1単位減算	-1 1日につき	
A6	C215 通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき	
A6	C216 通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2回数			4単位減算	-4 1回につき	
A6	D211 通所型独自サービス業務継続計画未策定減算1	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18 1月につき	
A6	D212 通所型独自サービス業務継続計画未策定減算1日割			1単位減算	-1 1日につき	
A6	D213 通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき	
A6	D214 通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2日割			1単位減算	-1 1日につき	
A6	D215 通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき	
A6	D216 通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2回数			4単位減算	-4 1回につき	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等居住者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算 -376 1月につき	
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算 -752 1回につき	
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3	ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	94 1回につき	
A6	5612 通所型独自サービス送迎減算			事業所が送迎を行わない場合	47単位減算	-47 片道につき
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100 1月につき	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症患者受入加算		240単位加算	240	
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	150単位加算	150	
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算 II			(2)口腔機能向上加算(II)	160単位加算	160
A6	6310 通所型独自サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88単位加算 88	
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2			事業対象者・要支援2	176単位加算 176	
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1	(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2	144単位加算 144	
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1	(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2			事業対象者・要支援2	48単位加算 48	
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	(3月に1回を限度)	100単位加算 100	
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算 200	
A6	6200 通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算1	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)	1回につき20単位を加算(6月に1回を限度)	20単位加算 20 1回につき	
A6	6201 通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算2			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)	1回につき5単位を加算(6月に1回を限度)	5単位加算 5
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40 1月につき	
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算 I	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000 加算	
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算 II			(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の10/1000 加算	
A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8001 通所型独自サービス1・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259 1月につき
A6	8002 通所型独自サービス1日割・定超			59単位	41 1日につき
A6	8011 通所型独自サービス2・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535 1月につき
A6	8012 通所型独自サービス2日割・定超			119単位	83 1日につき
A6	8003 通所型独自サービス1回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	436単位	305 1回につき
A6	8013 通所型独自サービス2回数・定超			447単位	313 1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	9001 通所型独自サービス1・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259 1月につき
A6	9002 通所型独自サービス1日割・欠			59単位	41 1日につき
A6	9011 通所型独自サービス2・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535 1月につき
A6	9012 通所型独自サービス2日割・欠			119単位	83 1日につき
A6	9003 通所型独自サービス1回数・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	436単位	305 1回につき
A6	9013 通所型独自サービス2回数・欠			447単位	313 1回につき

通所型サービス(共生型通所型)サービスコード表(令和6年4月1日から)

①指定生活介護事業所が行う場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 1211	通所型サービス1(共生型)	イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,672	1月につき
A6 1212	通所型サービス1日割(共生型)				55単位	55	1日につき
A6 1221	通所型サービス2(共生型)			事業対象者・要支援2	3,368単位	3,368	1月につき
A6 1222	通所型サービス2日割(共生型)				111単位	111	1日につき
A6 1213	通所型サービス1回数(共生型)	ロ	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 405単位	405	1回につき
A6 1223	通所型サービス2回数(共生型)			事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 416単位	416	
A6 C221	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算1(共生型)		高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき
A6 C222	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算1日割(共生型)				1単位減算	-1	1日につき
A6 C223	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2(共生型)			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6 C224	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2日割(共生型)				1単位減算	-1	1日につき
A6 C225	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算1回数(共生型)			ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき
A6 C226	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2回数(共生型)			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6 D221	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算1(共生型)		業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき
A6 D222	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算1日割(共生型)				1単位減算	-1	1日につき
A6 D223	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2(共生型)			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6 D224	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2日割(共生型)				1単位減算	-1	1日につき
A6 D225	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算1回数(共生型)			ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき
A6 D226	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2回数(共生型)			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6 6125	通所型サービス同一建物減算1(共生型)		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376 1月につき
A6 6126	通所型サービス同一建物減算2(共生型)				752単位減算	-752	
A6 6227	通所型サービス同一建物減算3(共生型)			ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	1回につき
A6 5622	通所型サービス送迎減算(共生型)		事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき
A6 5020	通所型生活上グループ活動加算(共生型)	ハ	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき
A6 6129	通所型サービス若年性認知症受入加算(共生型)	ニ	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6 6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算(共生型)	ホ	栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6 5013	通所型サービス栄養改善加算(共生型)	ヘ	栄養改善加算		200単位加算	200	
A6 5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ(共生型)	ト	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6 5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ(共生型)			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6 6320	通所型独自サービス一体的サービス提供加算(共生型)	チ	一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6 6021	通所型サービス提供体制加算Ⅰ(共生型)	リ	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位加算	88	
A6 6022	通所型サービス提供体制加算Ⅱ(共生型)			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6 6127	通所型サービス提供体制加算Ⅰ(共生型)			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位加算	72	
A6 6128	通所型サービス提供体制加算Ⅱ(共生型)			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6 6123	通所型サービス提供体制加算Ⅲ(共生型)			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位加算	24	
A6 6124	通所型サービス提供体制加算Ⅲ(共生型)			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6 4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(共生型)	ヌ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A6 4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(共生型)			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6 6210	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(共生型)	ル	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)1回につき20単位を加算(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6 6211	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(共生型)			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)1回につき5単位を加算(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6 6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 8004	通所型サービス1・定超(共生型)	イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,170	1月につき
A6 8005	通所型サービス1日割・定超(共生型)				55単位	38	1日につき
A6 8014	通所型サービス2・定超(共生型)			事業対象者・要支援2	3,368単位	2,357	1月につき
A6 8015	通所型サービス2日割・定超(共生型)				111単位	77	1日につき
A6 8006	通所型サービス1回数・定超(共生型)	ロ	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 405単位	283	1回につき
A6 8016	通所型サービス2回数・定超(共生型)			事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで 416単位	291	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 9004	通所型サービス1・人欠(共生型)	イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,170	1月につき
A6 9005	通所型サービス1日割・人欠(共生型)				55単位	38	1日につき
A6 9014	通所型サービス2・人欠(共生型)			事業対象者・要支援2	3,368単位	2,357	1月につき
A6 9015	通所型サービス2日割・人欠(共生型)				111単位	77	1日につき
A6 9006	通所型サービス1回数・人欠(共生型)	ロ	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 405単位	283	1回につき
A6 9016	通所型サービス2回数・人欠(共生型)			事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで 416単位	291	

通所型サービス(共生型通所型)サービスコード表(令和6年4月1日から)

②指定自立訓練事業所が行う場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
A6	1311	通所型サービス1(共生型)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,708単位	1,708 1月につき		
A6	1312	通所型サービス1日割(共生型)			56単位	56 1日につき		
A6	1321	通所型サービス2(共生型)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,440単位	3,440 1月につき		
A6	1322	通所型サービス2日割(共生型)			113単位	113 1日につき		
A6	1313	通所型サービス1回数(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	414単位	414 1回につき		
A6	1323	通所型サービス2回数(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	425単位	425 1回につき		
A6	C231	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算1(共生型)	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき	
A6	C232	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算1日割(共生型)				1単位減算	-1 1日につき	
A6	C233	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2(共生型)			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき	
A6	C234	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2日割(共生型)				1単位減算	-1 1日につき	
A6	C235	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算1回数(共生型)			ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき
A6	C236	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2回数(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	4単位減算	-4 1回につき		
A6	D231	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算1(共生型)	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき	
A6	D232	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算1日割(共生型)				1単位減算	-1 1日につき	
A6	D233	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2(共生型)			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき	
A6	D234	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2日割(共生型)				1単位減算	-1 1日につき	
A6	D235	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算1回数(共生型)			ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき
A6	D236	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2回数(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	4単位減算	-4 1回につき		
A6	6135	通所型サービス同一建物減算1(共生型)	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376 1月につき	
A6	6136	通所型サービス同一建物減算2(共生型)				事業対象者・要支援2	752単位減算	-752 1回につき
A6	6237	通所型サービス同一建物減算3(共生型)					ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算
A6	5632	通所型サービス送迎減算(共生型)	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47 片道につき		
A6	5030	通所型生活上グループ活動加算(共生型)	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100 1月につき		
A6	6139	通所型サービス若年性認知症受入加算(共生型)	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6130	通所型独自サービス栄養アセスメント加算(共生型)	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6	5023	通所型独自サービス栄養改善加算(共生型)	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5024	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ(共生型)	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5031	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ(共生型)	ト 口腔機能向上加算	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6330	通所型独自サービス一体的サービス提供加算(共生型)	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480		
A6	6031	通所型サービス提供体制加算Ⅰ(共生型)	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6032	通所型サービス提供体制加算Ⅱ(共生型)				事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6	6131	通所型サービス提供体制加算ⅡⅠ(共生型)			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		72単位加算	72
A6	6132	通所型サービス提供体制加算ⅡⅡ(共生型)				144単位加算	144	
A6	6133	通所型サービス提供体制加算ⅢⅠ(共生型)			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位加算	24	
A6	6134	通所型サービス提供体制加算ⅢⅡ(共生型)	事業対象者・要支援2	48単位加算		48		
A6	4021	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(共生型)	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算	100		
A6	4022	通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅠ(共生型)			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	4023	通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅡ(共生型)				運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100
A6	6220	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(共生型)	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)1回につき20単位を加算(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき		
A6	6221	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(共生型)			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)1回につき5単位を加算(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6331	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40 1月につき		

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6	8007	通所型サービス1・定超(共生型)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,708単位	1,195 1月につき
A6	8008	通所型サービス1日割・定超(共生型)			56単位	39 1日につき
A6	8017	通所型サービス2・定超(共生型)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,440単位	2,408 1月につき
A6	8018	通所型サービス2日割・定超(共生型)			113単位	79 1日につき
A6	8009	通所型サービス1回数・定超(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	414単位	289 1回につき
A6	8019	通所型サービス2回数・定超(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	425単位	297 1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
A6	9007	通所型サービス1・人欠(共生型)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,708単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%		
A6	9008	通所型サービス1日割・人欠(共生型)			56単位		39 1日につき	
A6	9017	通所型サービス2・人欠(共生型)			事業対象者・要支援2		3,440単位	2,408 1月につき
A6	9018	通所型サービス2日割・人欠(共生型)					113単位	79 1日につき
A6	9009	通所型サービス1回数・人欠(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	414単位	289 1回につき		
A6	9019	通所型サービス2回数・人欠(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	425単位	297 1回につき		

通所型サービス(共生型通所型)サービスコード表(令和6年4月1日から)

③指定児童発達支援事業所が行う場合及び指定放課後等デイサービス事業所が行う場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
A6 1411	通所型サービス1(共生型)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618単位	1,618	1月につき	
A6 1412	通所型サービス1日割(共生型)			53単位	53	1日につき	
A6 1421	通所型サービス2(共生型)		事業対象者・要支援2	3,259単位	3,259	1月につき	
A6 1422	通所型サービス2日割(共生型)			107単位	107	1日につき	
A6 1413	通所型サービス1回数(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	392単位	392	1回につき	
A6 1423	通所型サービス2回数(共生型)			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	402単位	402	
A6 C241	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算1(共生型)	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6 C242	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算1日割(共生型)				1単位減算	-1	1日につき
A6 C243	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2(共生型)		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6 C244	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2日割(共生型)			1単位減算	-1	1日につき	
A6 C245	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算1回数(共生型)		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6 C246	通所型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算2回数(共生型)				事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6 D241	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算1(共生型)	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6 D242	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算1日割(共生型)				1単位減算	-1	1日につき
A6 D243	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2(共生型)		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6 D244	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2日割(共生型)			1単位減算	-1	1日につき	
A6 D245	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算1回数(共生型)		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6 D246	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算2回数(共生型)				事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6 6145	通所型サービス同一建物減算1(共生型)	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6 6146	通所型サービス同一建物減算2(共生型)				事業対象者・要支援2	752単位減算	-752
A6 6247	通所型サービス同一建物減算3(共生型)		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	1回につき	
A6 5642	通所型サービス送迎減算(共生型)	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	
A6 5040	通所型サービス生活上グループ活動加算(共生型)	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき	
A6 6149	通所型サービス若年性認知症受入加算(共生型)	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6 6140	通所型独自サービス栄養アセスメント加算(共生型)	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6 5033	通所型独自サービス栄養改善加算(共生型)	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6 5034	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ(共生型)	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6 5041	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ(共生型)			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6 6340	通所型独自サービス一体的サービス提供加算(共生型)	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480		
A6 6041	通所型サービス提供体制加算Ⅰ(共生型)	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6 6042	通所型サービス提供体制加算Ⅱ(共生型)				事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6 6147	通所型サービス提供体制加算Ⅰ(共生型)		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6 6148	通所型サービス提供体制加算Ⅱ(共生型)				事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6 6143	通所型サービス提供体制加算Ⅲ(共生型)		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6 6144	通所型サービス提供体制加算Ⅲ(共生型)				事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6 4031	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(共生型)	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算	100		
A6 4032	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(共生型)			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6 6230	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(共生型)	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)1回につき20単位を加算(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6 6231	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(共生型)			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)1回につき5単位を加算(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6 6341	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A6 8021	通所型サービス1・定超(共生型)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618単位	1,132	1月につき
A6 8022	通所型サービス1日割・定超(共生型)			53単位	37	1日につき
A6 8031	通所型サービス2・定超(共生型)		事業対象者・要支援2	3,259単位	2,281	1月につき
A6 8032	通所型サービス2日割・定超(共生型)			107単位	74	1日につき
A6 8023	通所型サービス1回数・定超(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	392単位	274	1回につき
A6 8033	通所型サービス2回数・定超(共生型)			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	402単位	281

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A6 9021	通所型サービス1・人欠(共生型)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618単位	1,132	1月につき
A6 9022	通所型サービス1日割・人欠(共生型)			53単位	37	1日につき
A6 9031	通所型サービス2・人欠(共生型)		事業対象者・要支援2	3,259単位	2,281	1月につき
A6 9032	通所型サービス2日割・人欠(共生型)			107単位	74	1日につき
A6 9023	通所型サービス1回数・人欠(共生型)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	392単位	274	1回につき
A6 9033	通所型サービス2回数・人欠(共生型)			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	402単位	281

通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限用)(令和6年4月1日から)

洗川市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
A7	1001	通所型サービス1(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	70%	1,798	1月につき	
A7	1002	通所型サービス1日割(制限)		事業対象者・要支援1	59単位	70%	59	1日につき		
A7	1003	通所型サービス2(制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位	70%	3,621	1月につき		
A7	1004	通所型サービス2日割(制限)		事業対象者・要支援2	119単位	70%	119	1日につき		
A7	1101	通所型サービス中山間地域等提供加算1(制限)		事業対象者・要支援1	所定単位数(1,798単位)の5%加算	70%	90	1月につき		
A7	1102	通所型サービス中山間地域等加算日割1(制限)				70%	3	1日につき		
A7	1103	通所型サービス中山間地域等提供加算2(制限)				事業対象者・要支援2	所定単位数(3,621単位)の5%加算	70%	181	1月につき
A7	1104	通所型サービス中山間地域等加算日割2(制限)						70%	6	1日につき
A7	1130	通所型独自サービス送迎減算		事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	70%	-47	片道につき	
A7	1121	通所型生活向上グループ活動加算(制限)		ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	70%	100	1月につき	
A7	1111	通所型サービス若年性認知症受入加算(制限)	ハ 若年性認知症患者受入加算		240単位加算	70%	240			
A7	1140	通所型独自サービス栄養アセスメント加算(制限)	ニ 栄養アセスメント加算		50単位加算	70%	50			
A7	1141	通所型サービス栄養改善加算(制限)	ホ 栄養改善加算		200単位加算	70%	200			
A7	1151	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ(制限)	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	70%	150			
A7	1152	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ(制限)		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	70%	160			
A6	1160	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算		480単位加算	70%	480	1月につき		
A7	1181	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ(制限)	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	70%	88		
A7	1182	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ(制限)		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	176単位加算	70%	176		
A7	1183	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ(制限)		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	70%	72		
A7	1184	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ(制限)			事業対象者・要支援2	144単位加算	70%	144		
A7	1185	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ(制限)			事業対象者・要支援1	24単位加算	70%	24		
A7	1186	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ(制限)			事業対象者・要支援2	48単位加算	70%	48		
A7	1402	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限)	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3月に1回を限度)	100単位加算	70%	100		
A7	1403	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	70%	200			
A7	1404	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限)			運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	70%	100		
A7	1621	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(制限)	又 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき20単位を加算(6月に1回を限度)	20単位加算	70%	20	1回につき	
A7	1622	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(制限)		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき5単位を加算(6月に1回を限度)	5単位加算	70%	5		
A7	1633	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算(制限)	ル 科学的介護推進体制加算		40単位加算	70%	40	1月につき		
A7	1229	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ(制限)	イ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,798単位)の59/1000加算	70%	106		
A7	1201	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(1,798単位)の43/1000加算	70%	77		
A7	1202	通所型サービス処遇改善加算ⅢⅠ(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数(1,798単位)の23/1000加算	70%	41		
A7	1230	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(3,621単位)の59/1000加算	70%	214		
A7	1205	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(3,621単位)の43/1000加算	70%	156		
A7	1206	通所型サービス処遇改善加算ⅢⅡ(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数(3,621単位)の23/1000加算	70%	83		
A7	1231	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ・1・定額人欠(制限)	ウ 介護職員処遇改善加算(定員超過の場合、又は看護介護職員が欠員の場合)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,259単位)の59/1000加算	70%	74	1月につき	
A7	1211	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ・1・定額人欠(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(1,259単位)の43/1000加算	70%	54		
A7	1212	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ・1・定額人欠(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数(1,259単位)の23/1000加算	70%	29		
A7	1232	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ・2・定額人欠(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(2,535単位)の59/1000加算	70%	150		
A7	1215	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ・2・定額人欠(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(2,535単位)の43/1000加算	70%	109		
A7	1216	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ・2・定額人欠(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数(2,535単位)の23/1000加算	70%	58		
A7	1233	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ・1・同一(制限)	カ 介護職員処遇改善加算(事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,422単位)の59/1000加算	70%	84		
A7	1221	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ・1・同一(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(1,422単位)の43/1000加算	70%	61		
A7	1222	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ・1・同一(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数(1,422単位)の23/1000加算	70%	33		
A7	1234	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ・2・同一(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(2,869単位)の59/1000加算	70%	169		
A7	1225	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ・2・同一(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(2,869単位)の43/1000加算	70%	123		
A7	1226	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ・2・同一(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数(2,869単位)の23/1000加算	70%	66		
A7	1701	通所型サービス特定処遇改善Ⅰ(制限)	ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,798単位)の12/1000加算	70%	22	1月につき	
A7	1702	通所型サービス特定処遇改善Ⅰ(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(1,798単位)の10/1000加算	70%	18		
A7	1703	通所型サービス特定処遇改善Ⅱ(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(3,621単位)の12/1000加算	70%	43		
A7	1704	通所型サービス特定処遇改善Ⅱ(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(3,621単位)の10/1000加算	70%	36		
A7	1705	通所型サービス特定処遇改善Ⅰ・1・定額人欠(制限)	タ 介護職員等特定処遇改善加算(定員超過の場合、又は看護介護職員が欠員の場合)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,259単位)の12/1000加算	70%	15		
A7	1706	通所型サービス特定処遇改善Ⅱ・1・定額人欠(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(1,259単位)の10/1000加算	70%	13		
A7	1707	通所型サービス特定処遇改善Ⅲ・1・定額人欠(制限)		(3)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(2,535単位)の12/1000加算	70%	30		
A7	1708	通所型サービス特定処遇改善Ⅲ・2・定額人欠(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(2,535単位)の10/1000加算	70%	25		
A7	1709	通所型サービス特定処遇改善Ⅰ・1・同一(制限)	ソ 介護職員等特定処遇改善加算(事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,422単位)の12/1000加算	70%	17		
A7	1710	通所型サービス特定処遇改善Ⅱ・1・同一(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(1,422単位)の10/1000加算	70%	14		
A7	1711	通所型サービス特定処遇改善Ⅲ・1・同一(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(2,869単位)の12/1000加算	70%	34		
A7	1712	通所型サービス特定処遇改善Ⅲ・2・同一(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(2,869単位)の10/1000加算	70%	29		
A7	1813	通所型独自サービススペースアップ等支援加算	ツ 介護職員等スペースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	70%			

※サービス提供体制加算・処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、処遇改善加算はA5A6と異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
A7	1301	通所型サービス1・定額(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	70%	1,259	1月につき
A7	1302	通所型サービス1日割・定額(制限)			59単位	70%	41	1日につき
A7	1303	通所型サービス2・定額(制限)			3,621単位	70%	2,535	1月につき
A7	1304	通所型サービス2日割・定額(制限)			119単位	70%	83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
A7	1311	通所型サービス1・人欠(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	70%	1,259	1月につき
A7	1312	通所型サービス1日割・人欠(制限)			59単位		70%	41	1日につき
A7	1313	通所型サービス2・人欠(制限)			3,621単位		70%	2,535	1月につき
A7	1314	通所型サービス2日割・人欠(制限)			119単位		70%	83	1日につき

**事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合**

A7	1321	通所型サービス同一建物減算1(制限)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	事業対象者・要支援1	1,798単位から376単位を減算	70%	1,422	1月につき
A7	1322	通所型サービス同一建物減算2(制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位から752単位を減算	70%	2,869	

※同一建物の場合は、減算ではなく、上記のコードで請求します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

介護予防ケアマネジメントサービスコード表(令和6年4月1日から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント 費		442単位	1月につき	
AF	2112	介護予防ケアマネジメント高齢者虐待防止減算		高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位		438
AF	2113	介護予防ケアマネジメント高齢者虐待防止減算業務継続計画減算		4単位減算 業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位		434
AF	2114	介護予防ケアマネジメント業務継続計画減算		業務継続計画未策定減算 4単位減算	438単位		438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位加算	300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ニ 委託連携加算		300単位加算	300	